

利用者が、その希望や心身の状態にあつた適切なサービスを利用できるよう専門家が援助するものです。ケアプランを作成するかどうか、どこのケアプラン作成機関（居宅介護支援事業者）に依頼するかも利用者の選択です。

したがつて、権利の濫用にあたるようなことがなければ、ケアプラン作成機関を変えることも自由です。実際に、2ヶ所のケアプランを比較することができますが、費用が支払われるのは、利用者が市町村に届け出た1ヶ所のケアプラン作成機関だけです。

Q3

自分にとってよりよいケア
プランを選ぶために、複数の機
関でケアプランを作ってもらう
ことはできますか。

A

Q4

介護保険がスタートしたのに保
険料の請求がありません。どう
なっているのでしょうか。

届いています。

横芝町の国民健康保
険に加入している人は、
介護保険料分が国民健
康保険税に上乗せされ、
6月から1月まで(8
期)に分けて課税され
ます。すでに納税通知書が



A

● 65歳以上の人には、平成12年10月分から支払いが始まります。
保険料の額は、あらかじめ本人あてに通知され、年間18万円以上の年金をもらっている人は、年金から天引きされることになります。18万円未満の人や年度の途中に65歳になつた人は個別払いになります。

● 40歳から64歳までの人は、すでに医療保険料に介護保険料分が上乗せされ支払いが始まっています。お確かめください。

